

契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札・価格競争・電子入札の場合)

1 契約の方法

福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領に基づく条件付一般競争入札とする。

入札に参加する者は、入札書を福島県電子入札運用基準（工事等）第 13 の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額、入札保証金、落札者、契約保証金

入札説明書のとおりとする。

なお、契約保証金については、業務委託料が 300 万円に達しないときは納付を免除する。

ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りでない。

また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(2) 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の制限範囲内かつ最低制限価格を下回らない最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 前金払

福島県規則第 112 条第 1 項で定める前金払は 4 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(5) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(6) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 2 委託契約書（案）